

論 説

米国におけるFLPを利用した連邦遺産税回避行為の否認

横井里保

(島根大学法文学部専任講師)

目 次

I はじめに	1 内国歳入法典2036条(a)項の適用をめぐる裁判例の整理
II FLPを利用した連邦遺産税回避の構造	2 Estate of Moore v. Commissioner
III FLPを利用した連邦遺産税回避に対する法的規制	3 例外要件該当性の判断基準の整理
1 内国歳入法典2036条の法的構造	V 結語
2 内国歳入法典2036条の趣旨	
IV FLPを利用した連邦遺産税回避に対する判例上の統制	

I はじめに

相続財産の評価を争点とした事案で、実質的な租税負担の公平の確保を理由として納税者の通達評価額を否認した令和4年4月19日最高裁判決は注目を集めた⁽¹⁾。最高裁は、行き過ぎた節税もしくは租税回避を看過することは租税公平主義の要請を阻害するから否認すべきであるとの国の主張を認めた形である。しかし、個別否認規定が存在しないにもかか

わらず、恣意的な事実認定や通達の使い分けによる否認は、租税法律主義に反する。本稿では、この相続財産の評価による租税回避の否認の手法の問題に関して、米国連邦遺産税の回避行為に対する法的規制を素材に検討を試みることにする。

米国連邦遺産税（federal estate tax）は、人が死亡したときに財産を移転するという特権に対して課せられる税である⁽²⁾。連邦遺産税は、死亡時に米国の市民（citizens）または居

(1) 最判令和4年4月19日裁判所ウェブサイト・LEX/DB25572099。同判決の問題の本質は、増田英敏「最高裁令和4年4月19日判決の問題点の検証—租税法律主義と租税正義の視点から」税務弘報70巻8号85頁以下（2022）を参照されたい。そのほかの評釈として、谷口智紀「財産評価基本通達総則6項の適用と平等原則違反の有無」税理65

卷7号150頁（2022）、林伸宣＝高木良昌「判批」税務弘報70巻7号140頁（2022）、木山泰嗣「判批」税理65巻7号120頁（2022）、橋光伸「課税における『平等原則』と『実質的な租税負担の公平』」税理65巻10号2頁（2022）等がある。

(2) Knowlton v. Moore 178 U.S. 41 (1990).

住者（residents）であった被相続人の課税遺産（taxable estate）に対して課される⁽³⁾。被相続人の課税遺産は、総遺産（gross estate）から、一定の控除（deduction）を差し引いたものである。被相続人の総遺産には、内国歳入法典2031条から2046条に規定されている範囲で、不動産、動産、有形、無形、場所を問わず、すべての財産が含まれる⁽⁴⁾。総遺産の額がいくらになるかは、連邦遺産税・贈与税額を左右する重要な要素である。上述の通り、総遺産には被相続人のすべての財産が含まれるとされているが、その範囲及び評価額について、内国歳入庁と納税者の間で争われることがある。

とりわけ、故人が、死亡間近にファミリーリミテッドパートナーシップ（Family Limited Partnership）（以下、「FLP」という。）の事業体を設立し、自身の資産を移転することによって、死亡時に評価割引が適用されるように仕組み、遺産税額を圧縮させるという遺産税対策が内国歳入庁によってかねてから問題視されてきた。この遺産税対策については、過去数十年にわたり多くの裁判例及び先行研究が蓄積されている⁽⁵⁾が、未だ重要な課題として残されている。

連邦遺産税回避行為は、担税力測定に大きな歪みを与えるものであり、有効な法的規制

がなされない場合には、租税公平主義の要請を根本的に阻害する結果をもたらすことになる。そこで、上記のような遺産税回避行為に対する米国の法的規制及び判例上の統制を検討することを本稿の目的とする。

具体的には、まず、Ⅱにおいて、FLP事業体を利用した連邦遺産税回避の構造を概観する。Ⅲでは、内国歳入法典2036条の目的及び法的構造を整理する。Ⅳでは、裁判例から内国歳入法典2036条の適用基準を抽出することにより、同規定の法的効果の及ぶ範囲を検討する。同条は、故人が生前移転した資産に対して一定の権利（rights）や権限（powers）を保持していた場合や、故人の死亡まで完全にならないように移転を仕組んでいた場合といった生涯（lifetime）の資産を総遺産に含める規定である。同規定の法的構造及び適用範囲が争点となった裁判例を素材として、FLP事業体を利用した連邦遺産税回避の統制について検討を加えたい。最後に、最近の我が国の相続税回避の否認手法の傾向がもたらすと思われる租税法学上の問題について若干言及する。

II FLPを利用した連邦遺産税回避の構造⁽⁶⁾

内国歳入法典2001条(a)項は、米国の市民または居住者であるすべての被相続人が連邦遺

(3) I.R.C. §§ 2001-2058. 米国の市民あるいは居住者でない被相続人は、一定の資産について連邦遺産税が課される (I.R.C. §§ 2101-2108)。

(4) I.R.C. § 2031.

(5) 本文で参照するもの以外に、Mary Louise Fellows & William H. Painter, *Valuing Close Corporations for Federal Wealth Transfer Taxes: A Statutory Solution to the Disappearing Wealth Syndrome*, 30 STAN. L. REV. 895 (1978); Owen G. Fiore & Paul L. Lion III, *Using Valuation Uncertainty in*

Estate Planning, 36 MAJOR TAX PLAN. 18-1 (1984); Robert Labe, *Family Limited Partnerships and Family Limited Liability Companies*, 17 MICHIGAN PROB & EST PLAN J 3 (1998); Walter D. Schwidetzky, *Last-Gasp Estate Planning: The Formation of Family Limited Liability Entities Shortly before Death*, 21 VA. TAX REV. 1 (2001); Carla Spivack, *The Happy Families of Tax Law*, 100 N.C. L. REV. 601 (2022) 等がある。

産税の課税対象であると規定しているが、実際に連邦遺産税を払うことになるのはごくわずかである。莫大な連邦遺産税・贈与税を回避するために、富裕層は財産設計を行う。連邦遺産税を回避するための多くのテクニックは、死亡前に自身の資産を移転することが中心となる。死亡のタイミングは不確実であるため、財産設計が早ければ早いほど、その財産設計が連邦遺産税の軽減という目的を達成する可能性が高くなる。しかし、すべての人が死亡前に十分な財産設計を立てているわけではなく、多くの人は健康状態が著しく悪化した後、あるいは死が間近に迫ってから財産設計を開始する。

FLP事業体は、本人のほか直系尊属や近親者がパートナーとなり、家族事業（family business）を運営するために設立されるパートナーシップである。FLP事業体を利用した連邦遺産税の回避は、FLP事業体に資産を提供してパートナーシップの持分を取得し、死亡時に持分の評価割引を適用することにより連邦遺産税を回避するものである⁽⁷⁾。

FLP事業体には、ジェネラルパートナーとリミテッドパートナーが存在する。ジェネラルパートナーは、資産の管理維持や利益の受領と分配に責任を持つ。また、損失に対して法的責任を負うが、個人としてパートナーシップの原資産（underlying assets）に対する所有権をもつことはない。リミテッドパート

ナーは、パートナーシップの利益を共有するが、責任は限定されており、日常的な経営を支配することはない。リミテッドパートナーは、通常、設立時にパートナーシップに出資することなく、所有権の持分を取得する。この場合、リミテッドパートナーは、家族の一員であることのみを理由に所有権の持分を与えられることになる。

FLP事業体の設立は、故人にとって連邦遺産税・贈与税対策以外にも、次のような目的を有することがある⁽⁸⁾。第一に、故人の提供した資産と引き換えに、経営に最終的に責任を持つジェネラルパートナーの持分を取得することで、生存中に資産に対する支配を維持することができる。従って、資産の売買など、資産に関する投資決定権及び個々のパートナーへの所得の分配のタイミングを決定する権利を保有することになる。第二に、故人は、管理者として、ジェネラルパートナーの持分を贈与することにより、経営権を徐々に子孫に移していくことができるなどの柔軟性を持っている。第三に、資産の保護が挙げられる。FLP事業体に資産を提供すると、その資産の提供者である故人の資産ではなくなり、原則として故人が債権者の請求の対象にはならない。また、債務者は、資産の提供者であろうと他のパートナーであろうと、債務を履行するためにパートナーシップの持分を清算するよう強制することはできない。第四に、死後

(6) 以下の記述は、特に脚注を付さない限り Beckett G. Cantley & Geoffrey C. Dietrich, *How Soon Is Now: Estate of Moore & the Unraveling of Deathbed Estate Planning*, 34 QUINNIPAC PROB. L.J. 141 (2021) による。

(7) *Id.*

(8) *Id. See*, Courtney Lieb, *The IRS Wages War on*

the Family Limited Partnership: How to Establish a Family Limited Partnership That Will Withstand Attack, 71 UMKC L. REV. 889-890 (2003); Troy Renkemeyer, *The Family Limited Partnership: An Effective Estate Planning Tool*, 64 UMKC L. REV. 589 (1996).

のプランニングが可能であることである。FLP事業体を利用することで、故人は死後も家業を確実に残すことができるとともに、持分譲渡制限や売買契約を利用することによって、例えば家族の離婚に伴い、元配偶者にパートナーシップの持分が譲渡されることを防ぐこともできる。また、仲裁や調停などの紛争解決方法を指定する条項を入れることで、子孫が事業を経営する際に発生しうる紛争の解決方法を決めておくこともできる。

遺産税対策としてのFLP事業体の設立は、資産の提供者である個人が死亡した場合、当該資産の公正市場価値ではなく、故人のパートナーシップの持分の価値が総遺産に含まれることを利用する。パートナーシップの持分は、評価割引（valuation discounts）が適用され、資産より低い価値となる⁽⁹⁾ため、連邦遺産税を軽減することができる。FLPの持分には、一般的に二つの評価割引が適用される⁽¹⁰⁾。第一に、故人の持分は公開されておらず、通常、譲渡制限の対象となるため、市場性の欠如（lack of marketability）による割引を受けることになる。第二に、故人がリミテッドパートナーの持分も所有していた場合、リミテッドパートナーの持分は議決権がないため、故人は清算を強制したり、配当や給与を要求したり、FLP事業体の資産にアクセスする権利がないことを考慮し、支配力の欠如（lack of control）による割引（少数持分割引

(9) また、FLP事業体の端数株式（ジェネラル・パートナーシップの持分でもリミテッド・パートナーシップの持分でも）を毎年子供に贈与して、死亡時の総遺産を小さくすることもできる。リミテッド・パートナーシップの持分のみを贈与する場合、故人は事業の支配権を維持しながら、連邦移転税を減らすことができる。

（minority interest discount）ともいわれる）を受けることができる。この二つの割引の前提は、FLPの持分は容易に現金化できないため、その持分の価値をFLPの資産の価値に占める割合より低くするべきであるという考えを前提としている。

例えば、3人の納税者がそれぞれ1千万ドル相当の株式を所有しており、それを彼らの3人の子供たちに譲渡したいと考えているとする。納税者Aは、その株式を直接子供たちに贈与あるいは遺贈する。Aが贈与あるいは遺贈した株式は、1千万ドルと評価される。納税者Bは、FLP事業体を設立し、そこに株式を提供し、遺言でFLPの持分を子供たちに残す。流動的な資産を好む外部の買い手は、市場性が欠如している流動性のないFLPの持分には純資産価値（net asset value）を支払わないため、市場性の欠如による評価割引が適用される。納税者Cは、株式をFLPに提供し、FLPの3分の1の持分を子供たちにそれぞれ贈与する。FLPの3分の1の持分は、FLP事業体を支配できない少数持分であるため、外部の買い手にとっては価値が下がるという理由で、市場性の欠如による割引に加え、支配力の欠如による割引が認められる。3つのケースで、譲渡されるもの、受け取るものとの価値に違いはない。しかし、遺産税や贈与税の観点からは、水平的公平の原則（the principle of horizontal equity）に反して、全

(10) Notes, *Importing a Trade or Business Limitation into Sec. 2036: Toward a Regulatory Solution to FLP-Driven Transfer Tax Avoidance*, 126 HARV. L. REV. 1330 (2013). FLPの評価方法については、D. John Thornton & Gregory A. Byron, *Valuation of Family Limited Partnership Interests*, 32 IDAHO L. REV. 345 (1996) 参照。

く異なる扱いを受けることになる^⑪。

では、そもそもなぜ連邦移転税制度(federal transfer tax system)において、FLPの持分の割引を認めているのだろうか。基本的に、FLP事業体を利用した連邦遺産税回避は、内国歳入庁や裁判所が資産の相対的な流動性や非流動性を含むすべての状況に基づいて、資産の価値を決定するという事実を利用してい る。典型的なFLP取引は、故人が生存中に資産をFLPに提供し、その対価として99%のリミテッド(無議決権)持分を取得し、残りの1%のジェネラル(議決権)持分を自身とその家族で分割して、一人が支配権を持つことがないようにするものである。これにより、流動性のある資産を、少なくとも税制上、流動性のないリミテッドパートナーシップの持分とすることができます^⑫。FLP事業体による連邦遺産税の回避を解決する一つの方法は、評価割引を完全に廃止することである^⑬が、こ

のような単純な措置は、中小企業の経営者には不公平に働く可能性がある。なぜなら、例えば、敵対する共同経営者によって事業から凍結された少数派の経営者は、給与や配当から切り離され、会社の資産を清算することも、持分を売却することもできないため、持分の価値はゼロに近づいていく。このような状況下で、少数株主の持分が企業価値全体に占める割合に見合った価値があるかのように課税することは、公平とは言い難い^⑭。

評価割引の大きさは、譲渡された資産の種類、取引時の市場の状況、故人が受け取る持分、パートナーシップ契約における財産譲渡の制限など、いくつかの要因によって決定される。市場性の欠如による割引は、FLPの持分の公正市場価値の30~60%に及ぶ。支配力の欠如による割引は、割引前のパートナーシップ持分の価値の25%~55%である。全体として、パートナーシップの持分に評価割引を

(11) John F. Coverdale, *Of Red Bags and Family Limited Partnerships: Reforming the Estate and Gift Tax Valuation Rules to Achieve Horizontal Equity*, 51 U. LOUISVILLE L. REV. 240 (2013). 一方、FLP事業体を遺産税対策に利用した場合の最も顕著なデメリットは、資産の提供者の死亡時に、FLP内の資産の基礎がステップアップしないことである。IRC. § 1014では、遺言による処分(testamentary disposition)の結果、故人からその財産を取得する者の手元にある財産の基礎(basis)は、故人の死亡日に移転した財産の公正市場価格までステップアップするとされている。その結果、遺贈された財産の譲受人は、売却や処分の際に、移転された財産からそれほど多くの利益を認識しないことになる。反対に、FLP事業体の資産の移転は、遺言による処分ではないから、その資産はIRC. § 1014に基づく基礎のステップアップを受けることができない。従って、パートナーは、FLP事業体の資産の売却または処分から生じる利益のすべてを認識する必要がある (IRC. § 1014)。

(12) Notes, *supra* note (10), at 1330.

(13) 1993年以前は、移転された持分が家族内に留まる場合、少数持分割引が可能かどうかについて懐疑的であった。その根拠は、親族100%の株式を保有する場合、少数株主持分が支配株主持分に比べて低い価値を持つことはない、というものであったが、内国歳入庁は、このような状況でも少数株主割引が認められると発表した (Renkemeyer, *supra* note (8) at 601. Rev. Rul. 81-253, 1981-2 C.B. 187. Rev. Rul. 93-12, 1993-1 C.B. 202.)

(14) Notes, *supra* note (10), at 1331. FLP事業体を設立する納税者にとって、税負担軽減以外の目的が重要である場合も少なくない。しかし、FLP事業体が保有する資産の4分の3は現金、有価証券、不動産であり、割引が適用できることを除けば、通常、有価証券をFLP事業体に移転する理由はほとんどないため、FLP事業体に資産を移転することは、資産それ自体の価値に影響を与えないもので、割引を発生させるべきではない、との見解もある (Coverdale, *supra* note (11), at 241)。

適用することによって、故人の遺産の一部であった資産の価値を30~60%引き下げることができる。これによって、大幅な税負担の減少につながる。

III FLPを利用した連邦遺産税回避に対する法的規制

1 内国歳入法典2036条の法的構造

内国歳入庁は、このような連邦遺産税回避に対し内国歳入法典2036条を適用して、パートナーシップの持分ではなく財産の公正市場価値を総遺産に含めるよう対処してきた。内国歳入法典2036条(a)項は、故人が移転した財産に対して以下のいずれかを保有していた場合、その財産の価値を故人の総遺産に含めると規定している。すなわち、故人が移転した財産に対して、(1)所有あるいは享受、(2)所有または享受する権利、または(3)誰が所有または享受するかを指定する権利のいずれかを保有していた場合、その財産の価値は故人の総遺産に含まれる⁽¹⁵⁾。

内国歳入法典2036条(a)項は、故人が所有権を保有している財産や、譲渡したにもかかわらず故人が所得やその他の利益を得る権利を

有している財産を、故人の遺産総額に含めようとするものである。内国歳入法典2036条(a)項(1)は、故人がその財産から所得を得ていない場合であっても、故人の遺産に財産を引き戻す働きをする。FLP事業体に譲渡された後も、故人がその財産や財産の集合体に対して譲渡前と同じ関係にある場合、裁判所は内国歳入法典2036条(a)項を適用し、その資産を納税者の総遺産に含めることができる⁽¹⁶⁾。

内国歳入法典2036条(a)項(1)に関する財務省規則は、同条がいつ適用されるかについての指針を示している。すなわち、同規定のもとで、財産を譲渡しても、故人がその財産を利用したり所得を得たりする権利を「明示的または黙示的に」保有する場合、その財産の全価値を遺産総額に含めなければならないとする⁽¹⁷⁾。また、財産の「利用、所有、所得を得る権利、その他の享受」は、これらの保有された経済的利益が「故人の法的義務の履行、またはその他の金銭的利益のために」適用できる範囲内で故人によって保有されたとみなされるとしている⁽¹⁸⁾。

内国歳入法典2036条(a)項(2)は、故人の総遺産には、故人が将来の財産の受益者を指定する権利を保有している財産が含まれると定め

(15) § 2036. Transfers with retained life estate
(a) General rule

The value of the gross estate shall include the value of all property to the extent of any interest therein of which the decedent has at any time made a transfer (except in case of a bona fide sale for an adequate and full consideration in money or money's worth), by trust or otherwise, under which he has retained for his life or for any period not ascertainable without reference to his death or for any period which does not in fact end before his death-

(1) the possession or enjoyment of, or the right to the income from, the property, or
(2) the right, either alone or in conjunction with any person, to designate the persons who shall possess or enjoy the property or the income therefrom.

(16) Kevin A. Lucid, *It's a Tax Thing: The Misnamed "Heightened Scrutiny" Standard for Evaluating Family Limited Partnerships*, 26 QUINNIPAC PROB. L.J. 411 (2013).

(17) Treas. Reg. § 20.2036-1(c)(1)(i).

(18) Treas. Reg. § 20.2036-1(b)(1)(ii).

ている⁽¹⁹⁾。ここでは、故人が生前に譲渡した財産は、その資産が第三者と共同で保有されている場合でも、税法上の遺産に含まれることがあると定めている。

また、内国歳入法典2036条(a)項(2)に基づき、財産を譲渡したが、「単独で又は他の人と共同して」、「財産又はその所得を所有又は享受する者を指定する」権限を保有する納税者は、その財産の全価値を遺産総額に含めなければならぬ。内国歳入庁は、内国歳入法典2036条(a)項(2)の広い範囲を強調し、この規定は故人または故人と共同して他の人が行使できる権限に関係なく発生することを明示している⁽²⁰⁾。

そして、内国歳入法典2036条(a)項には重要な例外がある。故人が「金銭または金銭の価値による適切かつ十分な対価による真正な取引」で財産を移転した場合、故人がその財産に対して内国歳入法典2036条(a)項(1)または(2)の権利を保有していても、その財産は故人の遺産総額に含まれない。この例外は、故人の財産価値を減少させない取引は、故人の死亡時に課税できるよう財産価値を完全に保存するため、連邦遺産税・贈与税には影響しないからである⁽²¹⁾。また、内国歳入法典2036条の例外規定を満たすためには、移転が誠実に行われ、その価格が貨幣価値に換算できる適切かつ十分な対価でなければならないと定めている⁽²²⁾。真正な取引という例外要件は、一定の条

件を満たさない限り適用されない。この例外要件には、「真正な取引」の側面と、「十分な対価」の側面という2つの側面がある⁽²³⁾。

2 内国歳入法典2036条の趣旨

FLP事業体を利用した連邦遺産税回避に対しては、評価割引を完全に廃止することではなく、正当な事業と評価割引を適用することのみを目的としたFLP事業体の設立を識別するため、内国歳入法典2036条の適用によって対処が図られている⁽²⁴⁾。

1916年に制定された最初の連邦遺産税法(federal estate tax law)は、いくつかの州で既に制定されていた相続税法(inheritance tax statutes)をモデルとしている⁽²⁵⁾。州裁判所は、相続税法を、故人が生涯保有していた財産に対しても課税できると一般的に解釈していた⁽²⁶⁾。

しかし、連邦最高裁判所は、May v. Heiner事件⁽²⁷⁾において、故人が財産を譲渡しても、その財産を連邦遺産税の課税対象とせずに生涯財産を保有できるとして、議会の想定が誤りであるとした。裁判所は、内国歳入庁の主張を退け、故人の死亡により財産が移転したのではなく、生涯財産が消滅(ceased)しただけであるとした。その結果、財産は故人の総遺産に含まれないと判断した。

また、United States v. Byrum事件⁽²⁸⁾では、

(19) Treas.Reg. § 20.2036-1(b)(3).

(20) Notes, *supra* note (10), at 1332.

(21) *Id.* at 1333.

(22) Treas. Reg. § 20.2043-1. また、同規則は、価格が完全かつ適切でなかった場合、不動産の公正市場価格(該当する評価日時点)が被相続人が受け取った価格を上回った分のみが、遺産総額の算出に含まれると定めている。

(23) Lucid, *supra* note (16), at 414.

(24) Notes, *supra* note (10), at 1331.

(25) Paul R. McDaniel *et al*, FEDERAL WEALTH TRANSFER TAXATION 7th ed 5 (WEST 2015).

(26) Lee W. Borden, *The Anti-Byrum Amendment-Estate Taxation of Corporate Control*, 1978 U. ILL. L.F. 418 (1978).

(27) 281 U.S. 238. 同事件及びI.R.C. § 2036の沿革については、佐古麻理『米国における富の移転課税』(清文社、2016) 77頁以下参照。

両親が非公開会社（closely held corporation）の株式を、子供達のために取消不能信託に移した。両親は、自分たちを管財人として指定し、それによって株式の議決権を保有した。内国歳入庁は、この議決権の保有が内国歳入法典2036条のもとで生涯財産にあたると主張した。裁判所は、両親が株式を管理していたとしても、受託者の義務により、両親自身が株式から利益を得ることはできず、従って生涯財産を構成するものではないと判断した。この判決後すぐに、内国歳入法典2036条(b)項が制定され、故人が受託者である信託に株式が保有されている場合、故人の総遺産に含まれるようになつた²⁸。

内国歳入法典2036条から2038条は、本質的には遺言によるのと変わらない生涯の移転を総遺産に含める規定である。これらの規定は、故人が、移転した財産に対して一定の権利（rights）や権限（powers）を保有していた場合や、故人の死亡まで完全にならぬように仕組んでいた場合といった生涯権（lifetime estate）²⁹を留保した移転を総遺産に含める。

これらの規定は、次のような考えに基づいている³⁰。1つは、もし譲渡者が財産からの経済的利益を保持したままであれば、生存中の財産の譲渡には連邦遺産税が課されるべきである。譲渡者が、譲渡した財産の所有又は享受を死亡まで保有している場合³¹や、支配していた法人（controlled corporation）の議決権を保有している場合³²、譲渡者は経済的利益を

保有しているとみなされる。2つ目に、その譲渡が本質的に遺言によるものである場合には、生存中に譲渡した財産には遺産税が課されるべきである。譲渡者の死亡が譲受人の所有あるいは享受の前提条件である場合も、その譲渡は本質的に遺言によるものである³⁴。3つ目に、譲渡者が、その財産の所有あるいは享受を越えて重要な権限（significant powers）を留保する（reserves）場合も、生存中の財産の譲渡には連邦遺産税が課されるべきである。譲受人は、譲渡人が死亡するまで、譲渡された財産を自由に処分あるいは享受する資格がない場合、重要な権限は留保されている³⁵とする。

内国歳入法典2036条が成立する以前は、納税者は、資産（asset）の利用（use）や所有（possession）、または所有権に相当する支配（ownership-equivalent control）を維持したまま、生前に資産を移転することで連邦遺産税を回避していた。内国歳入法典2036条の趣旨は、「財産からの生涯の享受を排除せず、被相続人から譲渡されたとする生前の取引（inter vivos transactions）を使用することによって連邦遺産税の回避（circumvention）を防止する」³⁶ことにあるといえる。内国歳入庁は、死亡間近に譲渡した財産の価値を故人の総遺産に引き戻すために、同条を適用してきた。

(28) 408 U.S. 125. 佐古・同上書86頁以下。

(29) Renkemeyer, *supra* note (8), at 609.

(30) 岡村忠生「不完全移転と課税（序説）」法学論叢164号（2009）172頁。生涯権とは、生存中、収益等を得る権利であり、信託の生涯収益受益権などが含まれる（同条論文・同頁）。

(31) McDaniel *et al*, *supra* note (25), at 247.

(32) I.R.C. § 2036(a)(1).

(33) I.R.C. § 2036(b).

(34) I.R.C. §§ 2036(a)(2), 2037, 2038.

(35) I.R.C. §§ 2036(a)(2), 2038.

IV FLPを利用した連邦遺産税回避に対する判例上の統制

過去数十年にわたり、裁判所は、FLP事業体を利用した死亡間近の資産移転による連邦遺産税回避に対処するため、内国歳入法典2036条(a)項の適用基準について一連の判決を下してきた。とりわけ、2003年から2005年にかけて、先例となる重要な判決が出されている。本節ではまず、内国歳入法典2036条(a)項の適用をめぐる裁判例を整理する。そして、最近の裁判例を素材として、同項の例外要件該当性の判断基準について検討する。

1 内国歳入法典2036条(a)項の適用をめぐる裁判例の整理

内国歳入庁は、FLP事業体の設立が偽装取引（sham transaction）の産物であるとして内国歳入法典2036条を適用する場合がある³⁶。内国歳入庁がこの主張をする典型的な状況は、故人の子供が、故人に代わってFLP事業体を設立する場合である。子供たちはパートナーシップを支配し、故人はパートナーシップに移転した財産の実質的な受益権のすべてを保有する。通常、FLP事業体は、故人の死亡間近に設立されるから、内国歳入庁は、これらの取引は、適切な遺言書の下で財産を受け取るはずだった人と同じ人に財産を移したに過ぎず、これらの取引は、単に税負担を減少するために行われたものであると主張する³⁷。

³⁶ Notes, *supra* note (10), at 1332. 同条による弊害を指摘するものもある。すなわち、財産法（property law）や信託法（trusts law）の基本的な考え方として、故人は生前または死亡時に財産を移転する権利を持っている。この处分権（right of disposition）は、財産所有に伴う権利の一つである。

(1) Estate of Strangi v. Commissioner³⁸

Strangi事件では、Strangi氏の代理人によって、Strangi Family Limited Partnership（以下、「SFLP」という。）が設立された。SFLPには、Strangi氏の資産の98%（時価9,932,967ドル）が譲渡され、Strangi氏は99%のリミテッドパートナーの持分を取得した。また、Stranco社を設立し、Strangi氏の資産49,350ドルを譲渡して47%の普通株式を取得した。残りの53%の普通株式を、Strangi氏の4人の子息が55,650ドルで購入できるよう斡旋した（4人の子供のそれぞれの持分は13%）。最後に、Stranco社はSFLPの1%のジェネラルパートナーの持分に対する小切手を発行した³⁹。

これにより、SFLPとStrangi氏が譲渡した約1000万ドルの資産を頂点とする3層構造の事業体が組成された。Strangi氏は、SFLPの99%の持分を保有していたが、リミテッドパートナーであったため、正式な支配権を有していなかった。しかし、SFLPのパートナーシップ契約では、Stranco社がSFLPの1%のジェネラルパートナーの持分を所有し、SFLPの業務執行の権限を独占することが規定されていた⁴⁰。

内国歳入庁は、Strangi氏のSFLPに対する持分は、申告された6,560,730ドルではなく、10,947,343ドル、すなわち、移転した財産の公正市場価値であると判断して、200万ドル以上の連邦遺産税の不足を決定した⁴¹。内国歳入

同条の問題は、個人が死亡間近に移転を行う際に、同条が財産の处分権を侵害することにあるから、移転という事実は尊重されるが、移転された財産の価値を故人の総遺産に引き戻す（back into）ことで、取引の経済的効果を侵害するとの見解もある（Cantley & Dietrich, *supra* note (6), at 161）。

長官の主な主張は、(1)SFLPは経済的実質と事業目的を欠くため無視されるべきである、(2)パートナーシップ契約は原資産の売却または使用に対する制限であり、評価の下では無視されるべきである、という2点である⁴³。

第5巡回区連邦控訴裁判所は、内国歳入法典2036条(a)項の目的は、故人が移転した財産から生涯にわたって享受することを可能にして、連邦遺産税を回避することを防止するためであることを示した。そして、「実現するか

(37) リミテッドパートナーシップの形態が単に連邦遺産税回避のための偽装であるか否かが争点となつた事例として、*Estate of Thompson v. Commissioner* 84 T.C.M. (CCH) 374; *Estate of Harper v. Commissioner* 83 T.C.M. (CCH) 1641がある。See, Kara E. Major, *Sibling Rivalry: The Successful Use of Family Limited Partnerships for Wealth Transfers in Estate of Stone v. Commissioner*, 57 TAX LAW. 956 (2004); Notes, *supra* note (10), at 1332. 内国歳入庁がFLP事業体を利用した遺産税対策の有効性を否定するために用いるもう一つの論拠は、故人がFLP事業体の設立に際して実際に課税対象となる贈与を行ったとするものである。この課税対象となる贈与は、故人が提供した財産と引き換えに受け取ったパートナーシップに譲渡された財産の公正市場価値からパートナーシップの持分の公正市場価値を差し引いた金額に等しいと考えられる。この主張は、パートナーシップの成立により、故人は、故人がFLP事業体に譲渡した財産の価値よりも低く評価されたパートナーシップの持分を受け取ることになるというものである。この価値の減少は、市場性の欠如や少数持分割引によるものである。したがって、故人は、割引に起因する価値の差に相当する課税対象となる贈与を他のパートナーに行ったことになる (Lieb, *supra* note (8), at 896).

内国歳入庁によって用いられたアプローチとして、形式的贈与説 (gift-on-formation theory) と間接的贈与説 (indirect-gift theory) の2つがある。形式的贈与説では、FLP事業体に提供した財産の価値は、交換で受け取ったリミテッドパートナーの持分に内在する割引と同額が減少しており、

どうかわからない投機的な偶發的利益」とは対照的に、財産から「実質的な現在の経済的利益」を保持する場合 (Byrum判決を参照)，かつ、譲渡人が財産の所有または享受を保有するという譲渡時の「明示的または黙示的」合意がある場合に、内国歳入法典2036条(a)項(1)の要件を満たすと判示した⁴⁴。また、1976年に連邦議会が、故人の死後、「所有または享受において効力を發揮することを意図した」移転を課税対象財産に含めるという内国歳入法

その減少額が贈与税の課税対象となるとする。例えば、ある納税者がFLP事業体に1000万ドルを出資し、その見返りとして、支配力の欠如、市場性の欠如、その他の割引によって、例えば700万ドルより価値の低い持分を受け取った場合、300万ドルの贈与が発生したとみなされ、形式的贈与説に基づけば、課税されることになる (Mitchell M. Gans & Jonathan G. Blattmachr, *Family Limited Partnership Formation: Dueling Dicta*, 35 CAP. U. L. REV. 5 (2006)). Shepherd事件では、親がFLPに提供した資産の半分が子供達の資本金口座に振り込まれたことについて、内国歳入庁は、財務省規則25.2511-1(h)(1)を引用し、子供たちの資本金口座に振り込まれた資産は、親から子への間接的な贈与であると主張した。つまり、同規則に基づけば、親は子供達に直接贈与を行ったものとして扱われ、贈与税法上、パートナーシップの存在を無視したことになる。租税裁判所はこの主張を受け入れ、第11巡回区控訴裁判所はこれを支持した (*Id.* at 6).しかし、この理論は、納税者自身の資本勘定に入金されるようなパートナーシップへの出資は、富の移動が起こらないという理由で、後述のStrangi事件や、上述のThompson事件で否定されてきた (*Id.* at 5).

(38) Lieb, *supra* note (8), at 894.

(39) *Estate of Strangi v. Commissioner* 417 F.3d 468.

(40) *Id.* at 473.

(41) *Id.* at 473.

(42) *Id.* at 474.

(43) *Id.* at 475.

(44) *Id.* at 476.

の規定を削除していることから、これは、同条の適用において「主観的な動機に左右される事実上の判断を排除すること」⁽⁴⁵⁾であったと判示した。

まず、Strangi氏が保有した利益として、①Strangi氏の死亡前に行われた定期的な支払い、②譲渡した家の継続的な使用、③様々な債務や費用の死亡後の支払いをしたことなどを認定し、これらは「推測的」または「偶發的」ではなく、明らかに「相当」かつ「現在」のものであると判断した。次に、Strangi氏は全財産の98%以上をSFLPに譲渡しており、その後、流動的な資産は762ドルしか保有していないかった。Strangi氏は、SFLPの設立時に、家賃、管理費、負債、葬儀費用、税金などの支払いを要求されないと仮定して、資産を保有していたことになると同時に、Strangi氏はSFLPから毎月多額の支払いを受けるようになった。これらの状況から、Strangi氏と彼の子供達は、Strangi氏が必要に応じて資産を使用し続けるという暗黙の了解があり、従って財産の「所有又は享受」を保有しているとい

う租税裁判所の判断に誤りはないとした⁽⁴⁶⁾。

次に、内国歳入法典2036条(a)項の例外規定として、「金銭または金銭の価値のある適切かつ十分な対価による真正な取引」である財産の譲渡を定めているため、当該例外要件の該当性について次の通り判示した。この例外規定の判断基準として、(1)「適切かつ十分な対価」要件（以下、「十分な対価要件」という。）と(2)「真正な取引」要件（以下、「真正な取引要件」といい、十分な対価要件と併せて「例外要件」という。）を満たさなければならないとの判断基準を示した⁽⁴⁷⁾。

十分な対価要件については、Kimbell判決⁽⁴⁸⁾を参照して、遺産価値の減少が、「それに見合った……金額で遺産を増加させる譲渡と結びついている」場合にのみ満たされたとした。本件では、資産がパートナーシップの持分との交換で移転されており、十分な対価要件は満たされていると判断した。

真正な取引要件については、「真正」(bona fide)という用語は、文字通りに解釈すると、「誠実に」(in good faith) または「詐欺や偽

(45) *Id.* at 479.

(46) *Id.* at 477. 租税裁判所は、Strangi氏のSFLPへの譲渡はI.R.C. § 2036(a)(1)と(2)の両方に該当するとして、Strangi氏は譲渡資産の割引前の価値の全てを遺産総額に含めなければならないと判断した。裁判所は、Strangi氏がSFLPのジェネラルパートナーの少数議決権の持分(minority voting interest)を保有しており、他の議決権を持つ家族と共にSFLPに分配や清算をさせるための議決権を行使できたとし、SFLPへの資産の譲渡は同項(2)が適用されると判断した。原告は、Byrumの最高裁判決が、会社の分配や清算に関する議決権が、他の無関係な少数株主に対する受託者の義務によって制約されている場合、その権限は同項(2)を発動させないとしていると主張したが、裁判所は、SFLPの他の所有者が無関係な者ではなく、

Strangi氏の家族であったことに着目し、SFLPの議決権が類似の義務によって制約を受けるという原告の主張を退けた (*Estate of Strangi v. Commissioner* 85 T.C.M. (CCH) 1130-1134; *Notes, supra* note 8, at 1333). この点について連邦控訴裁判所は、「我々は、譲渡された資産は……2036(a)(1)に基づいて課税財産に適切に含まれると考えるので、Strangi氏が財産を所有または享受する者を指定する……権利を保有しており、したがって……2036(a)(2)に基づいて含まれるという長官の別の主張には触れない」として、同項(2)について言及していない (Strangi, at 478; Lucid, *supra* note 16, at 413)。

(47) Strangi, at 478.

(48) See, *infra*, 57.

りのない」(without fraud or deceit) という意味であるとした。そして、内国歳入法典2036条の改正の経緯を踏まえ、同条の適用においては、主観的な動機に左右される事実上の判断を排除しなければならないとした。従って、裁判所は、真正な取引要件は客観的に判断すべきとしたうえで⁴⁹、その取引に「実質的な事業あるいはその他租税以外の目的」が存在する場合、真正な取引要件を満たすとの基準を示した⁵⁰。裁判所は、控訴人によって示されたSFLP設立の5つの目的をいずれも採用せず、SFLPの設立後、活発な事業は行われていなかつたことを認定して、真正な取引要件を満たしていなかつたと判断した⁵¹。

(2) Estate of Stone v. Commissioner⁵²

Stone事件において、Chiechi判事は、内国歳入法典2036条(a)項に基づいて、以下の2つの問題を順次取り上げた。すなわち、(1)故人による財産の譲渡があったかどうか、(2)あつた場合、例外要件を満たすかどうか⁵³を検討して、Stone夫妻によるFLP事業体への財産の譲渡は、例外要件を満たすと判断した。

(1)について、Stone氏の遺産は、Stone氏が、自身の死亡日に所有していたジェネラルパートナーおよびリミテッドパートナーの持分と引き換えに、5つのFLP事業体のそれぞれに資産の譲渡を実際に行ったことを認定し、一方、Stone夫人も、自身の死亡日に所有し

ていたリミテッドパートナーの持分と引き換えに譲渡を行ったことを認めている。従って、租税裁判所は、Stone氏と夫人の両方が、内国歳入法典2036条(a)項の意図するところの財産の譲渡を行ったと認定した⁵⁴。

次に、Chiechi裁判官は、例外要件について、故人が「真の独立当事者間取引において十分な対価の利益を受けた」⁵⁵場合に限られるとの基準を示した。その上で、FLP事業体の設立は、「Stone夫妻の生前およびその後のそれぞれの資産の管理に関する投資および事業上の懸念が（子供たちの間の訴訟の解決とともに）動機となっていた」⁵⁶ことを認定した。さらに、①FLP事業体の各パートナーは、パートナーが事業体に移転した資産の公正市場価値に比例した持分を取得し、②各パートナーが譲渡した資産は、それぞれの資本勘定に適切に計上され、そして③それぞれのパートナーシップが終了または解散すると、パートナーはそれぞれの資本勘定と同額の分配のみを受けることができるようになっていたことを認定して、例外要件を充足すると判示した⁵⁷。

租税裁判所は、Stone夫妻が、譲渡した財産に対する彼（女）らの受益権の保有形態を変更した以上のことを実質的に行ったと立証しているとして、5つのパートナーシップが経済的実質を持ち、営利目的の共同事業として運営され、子供たちが親の存命中（そしてその後も）、そのパートナーシップのそれぞれ

⁴⁹ Strangi, at 479.

⁵⁰ *Id.* at 479.

⁵¹ *Id.* at 481. 真正な取引要件について、租税裁判所は、故人の資産と譲受人であるパートナーシップの持分との交換は、単なる「価値の循環」(circuitous recycling of value) であり、もし真正な取引として認められれば、「内国歳入法典2036条は、一方的な(unilateral) 紙上の取引によって無数に悪用さ

れる道を開く」と結論付けた。

⁵² Estate of Stone v. Commissioner, 86 T.C.M. (CCH) 551.

⁵³ *Id.*

⁵⁴ Major, *supra* note 37, at 954.

⁵⁵ Stone, at 578.

⁵⁶ *Id.* at 580.

⁵⁷ Major, *supra* note 37, at 954-955.

の資産の管理と発展に積極的に参加したことを見めた⁵⁸。内国歳入庁は、Stone夫妻が実際に比例配分されたパートナーシップの持分を受け取ったとしても、資産がパートナーシップの形態になった時点で結果的に割引が行われたため、夫妻は移転された資産に対して適切かつ十分な対価を受け取っていないことを示していると主張した。しかし、租税裁判所は、各パートナーシップが家族間の営利目的の共同事業として創設、資金提供、経営されていたという事実を無視していると指摘して内国歳入庁の主張を認めなかった。

(3) Kimbell v. United States

Kimbell事件では、故人が99%の持分を保有する生前信託（Living Trust）と、50%の持分を保有する有限責任会社から資産を提供してFLP事業体を設立した。Living Trustは99%の資本を拠出したリミテッドパートナーであり、有限責任会社は1%の資本を拠出したジェネラルパートナーであった。これにより、故人のリミテッドパートナーの実質的な持分は99.5%であった。故人の死亡後、原告である息子のDavidは、故人のリミテッドパートナーの持分の価値を125万7000ドルとして申告書に記載したが、内国歳入庁は246万3000ドルと認定した。故人は1998年3月に死亡したが、FLP事業体が設立されたのは同年1月であった⁵⁹。

連邦地方裁判所⁶⁰は、故人による資産の譲渡

が例外要件を充足しないと判断した。まず、真正な取引とは、独立当事者間取引であったか否かであるとして、裁判所は、独立当事者間取引における2人の当事者を特定することさえできず、ましてや、真正な取引に至る独立した交渉を行った2人を特定することはできないとした。パートナーシップの所有権は、99%が生前信託（故人が完全に所有）、1%が有限責任会社（信託が50%所有）であり、故人は取引の両側面に立っていただけでなく、あらゆる意図と目的(all intents and purposes)のもとでその両側面にいたとした⁶¹。

十分な対価要件については、故人がジェネラルパートナーになる前、原告は既に生前信託と有限責任会社の両方を管理していたため、資産の譲渡により「何も変わっていないよう見える」と判断され、原告は、故人が取引のもとで十分な対価を得たことを立証することができなかつた⁶²。

さらに、契約によると、ジェネラルパートナーはFLP事業体の所得を分配する「唯一の裁量」⁶³を享受しており、さらに、「ジェネラルパートナーを指名する権利を保有することにより、故人はFLP事業体の所得から個人的に利益を得る権利、またはFLP事業体の所得から利益を得る人物を指名する権利を保有しており、内国歳入法典2036条(a)項(1)(2)の両方に抵触することになる」と判断している。

一方、第5巡回区連邦控訴裁判所⁶⁴では、十分な対価要件の焦点は、①各パートナーに付

⁵⁸ Stone, at 580.

⁵⁹ George Steven Swan, *The Family Limited Partnership in the Fifth Circuit: Kimbell v. United States*, 4 APPALACHIAN J.L. 51 (2005).

⁶⁰ Kimbell v. United States, 244 F. Supp. 2d 700.

⁶¹ *Id.* at 703 (citing Harper v. Commissioner,

2002 WL 992347, T.C.M. (RIA) 2002-121, (U.S. Tax Ct. 2002)).

⁶² *Id.* at 704 (citing Harper v. Commissioner 2002); Swan, *supra* note 59, at 53.

⁶³ Kimbell, 244 F. Supp. 2d 705.

与された持分が、各パートナーがFLP事業体に提供した資産の公正市場価値に比例していたか否か、②各パートナーがFLP事業体に提供した資産が各パートナーの資本勘定に適切に計上されていたか否か、③パートナーシップ終了時（または解消時）、各パートナーにそれぞれの資本勘定と同額の分配が与えられるか否かにおかれなければならないとの基準を示した。そして、これらすべてを認定して、十分な対価要件を満たすと判断した⁶⁴⁾。

また、内国歳入法典2036条にいう「適切かつ十分な対価」は、連邦遺産税・贈与税に用いられる公正市場価値と同義ではないと指摘している⁶⁵⁾。すなわち、譲渡制限のあるリミテッドパートナーシップと現金やその他の資産を交換するというビジネス上の決断は、購入者がすぐにでも、新たに取得したリミテッドパートナーシップの持分を1ドル100セントで売却できるという能力以外の考慮事項が含まれる。このような持分を取得する投資家は、経営の専門知識、資産の安全性と保全、資本増価、個人責任の回避といった利益を実現することを期待している。従って、投資家が持分を独立した立場で十分な対価を得て取得した一方で、このようにして取得した資産の現

(64) *Id.* at 705. この判断は、ジェネラルパートナーの支配は、それ自体、譲渡者がI.R.C. § 2036(a)に関連する収入または権利を保有していることを証明するものであると、飛躍的に仮定していると評されている。故人のリミテッドパートナーの持分の過半数を所有することにより、故人がジェネラルパートナーとしての支配力を保有し、あるいはジェネラルパートナーを交代させる権限を行使する場合はいつでも、故人は同条のもとで支配力を享受しているとみなされるという權威としてKimbell判決は引用され得ると指摘する（Swan, *supra* note 59), at 54)。

(65) Kimbell v. United States 371 F.3d 257.

在の公正市場価値、すなわち即時売却可能性が、支払ったドルよりも大幅に低いことを認めることは、当事者が血縁関係にあるとしても矛盾するものではない⁶⁶⁾。当事者が血縁関係にある場合、厳格な審査が行われなければならないが、厳格な審査は、自動的な禁止や不可能と同義ではないことを明らかにしている⁶⁷⁾。

連邦控訴裁判所は、Kimbell夫人は、FLP事業体の外に45万ドル以上を個人的な資産として保有していたことに加え、FLP事業体の設立の目的を、家族の富を増やすこと、家族資産の所有と集團經營を継続し、家族以外の権利取得を制限すること、検認に関連する管理を容易にし、費用を削減すること、リミテッドパートナーとして、信託は、FLP事業体が終了するまで、脱退する権利も、出資金の返還を受ける権利も有していなかったことを認定した⁶⁸⁾。

連邦地方裁判所は、ジェネラルパートナーの持分1%を有限責任会社が所有することにより生じるFLP事業体の資産に対する間接的な持分2分の1を含む、Kimbell夫人の50%の持分に対して、内国歳入法典2036条(a)項を適用した。しかし、控訴裁判所は、「仮に、この譲渡が適切かつ十分な対価を得るための真

(66) *Id.* at 266. Swan, *supra* note 59, at 60.

(67) *Id.* 持分の保有者は、常に関係者であり、外部の人間ではない。非同族との取引で売買されるのは、FLPの持分ではなく、原資産（underlying assets）である。これらの理由から、FLPに適用する場合、「(無関係な当事者間の) 自発的な独立当事者間取引を前提とした公正市場価値という概念は、極めて非現実的」であると言える（Coverdale, *supra* note 11) at 241)。

(68) Kimbell, 371 F.3d at 266.

(69) *Id.*

(70) Swan, *supra* note 59, at 56.

正な取引でなかったとしても、Kimbell夫人は、内国歳入法典2036条(a)項の対象となるような有限責任会社に譲渡された資産に対する十分な支配力を保有していたわけではない。Kimbell夫人の有限責任会社に対する持分は50%に過ぎず、息子は有限責任会社に対する唯一の経営権を持っていた。従って、Kimbell夫人は有限責任会社の資産を享受する権利も、誰が享受するかを指定する権利も保有していなかった。」として、内国歳入法典2036条(a)項(1)(2)のいずれにも該当しないと判断した⁽⁷⁾。

また、Davis判事は、例外要件の該当性について、FLP事業体における家族内の取引が、実質的に真正な取引であったのか、それとも、見せかけや偽装された行為であったのかを判断すべきであるとした⁽⁸⁾。家族間の取引は、それが見せかけでないことを確認するために、より厳しい審査の目が向けられるが、家族間で取引が行われたとしても、取引が真正であることを証明するための補足的な要件はない⁽⁹⁾。また、条件や価格について家族間で交渉が行われなかつたとしても、取引が真正であ

るかどうかに関する説得力のある要素とはならない。このことは、交換価値が客観的な方法によって特定されている場合に特に当てはまる⁽¹⁰⁾。いかなる取引も、誠実に行われれば、真正な取引となる。さらに、税負担軽減という目的は、その取引が他の合法的なものであると証明された場合、取引が真正であることを排除することはできないことを示した⁽¹¹⁾。これらのことから、Kimbell夫人がFLPに譲渡した資産に内国歳入法典2036条を適用すべきでないと判断した⁽¹²⁾。

(4) Estate of Bongard v. Commissioner⁽¹³⁾

2005年のStrangi判決後の租税裁判所は、内国歳入法典2036条(a)項の例外規定を極めて広範に解釈することにより、濫用的なFLP取引に対抗する手段としてのStrangi判決の価値を実質的に排除したと評されている⁽¹⁴⁾。このような解釈は、Estate of Bongard v. Commissionerで始まり⁽¹⁵⁾、租税裁判所は、FLP事業体の設立に「合法的かつ重要な租税以外の目的」(legitimate and significant nontax purpose)

(7) *Id.* at 61.

(8) Kimbell, 371 F.3d at 262-263.

(9) *Id.* at 263. (*citing Wheeler*, 116 F.3d at 764).

(10) *Id.*

(11) *Id.* at 265.

(12) Lucid, *supra* note (16), at 418.

(13) Estate of Bongard v. Commissioner, 124 T.C. 95.

(14) Notes, *supra* note (10), at 1335. FLP事業体を設立した目的の一つが、原資産の譲渡を制限することであると規定されており、債権者の手から資産を守るために設立されたとして真正な取引要件を満たすとした判決もある。FLP事業体に株式を譲渡した故人のFLP設立の目的は、失業中の若い孫が資産を直接投資または清算する権限を持つことを防ぐことであったため、真正な売却要件は満たされていると判断した (Black v. Commissioner,

133 T.C. 340 (2009))。また、同判決では、譲渡人がFLP事業体を設立する過程で遺産税の負担を減らすことを意図していたとしても、それが譲渡人のFLP設立の主要な目的でない限り、真正な取引要件を満たすことができるとしている。同判決についてLucid, *supra* note (16), at 421は、同判決の重要な点の一つは、租税裁判所が、FLP事業体が事業を行う目的で設立されたのではなくても、真正な取引要件を満たすことができると明示的に指摘したと評価している。また、(亡き夫の)投資戦略に従って家族の資産管理を継続するという目的のもとFLP事業体を設立したことから、真正な取引要件が満たされると判断したものもある (Estate of Miller v. Commissioner, 97 T.C.M. (CCH) 1602 (2009)).

(15) Estate of Bongard v. Commissioner, 124 T.C. 95.

が存在する限り、故人の資産とFLP持分の交換は真正な取引として適格であると判示した⁸⁰。Bongard判決は、FLP事業体が多少なりとも積極的な資産運用を行っていれば、そのような目的が存在する可能性があるとし、また、「合法的な目的は、しばしば遺言上の目的と密接に絡み合っている」ことを強調した。

Bongard事件では、故人がEmpak,Inc.（以下、「Empak」という。）を設立し、故人はEmpakのCEOと唯一の取締役会のメンバーを務めた。故人と、故人の子供のために設立された取消不能株式累積信託（Irrevocable Stock Accumulation Trust, 以下、「ISA信託」という。）は、Empakの全株式を所有していた。WCBホールディングスは、1996年1月30日、会社の流動的な事象（a corporate liquidity events）に備えて、家族のEmpakに対する所有権をプールするために設立された有限責任会社である。1996年12月28日、故人とISA信託は、WCBホールディングスのクラスAおよびクラスBのメンバーの権利と引き換えに、Empakの株式をWCBホールディングスに寄付した。翌日、故人とISA信託は、Bongard Family Limited Partnership（以下、「BFLP」という。）を設立した。BFLPの99%のリミテッドパートナーの持分と引き換えに、故人はWCBホールディングスのクラスBのメンバーの権利を全てBFLPに譲渡した。ISA信託は、WCBホールディングスのクラスBのメンバーの権利の一部をBFLPに譲渡した後、1%のジェネラルパートナーの持分を受け取った。その後、故人が死亡するまで、故人から妻へのBFLPの7.72%のリミテッドパートナー持分の贈与を含む、贈与と分配が行われた。1998年11月16日に故人は死亡した⁸¹。

租税裁判所は、内国歳入法典2036条は、次

の3つを満たした場合に適用されると判示した。すなわち、第1に、故人が財産の生前譲渡（inter vivos transfer）を行った場合、第2に、故人による財産の譲渡が例外要件を満たさない場合、第3に、内国歳入法典2036条(a)項(1), (2)あるいは(b)に列挙されている持分または権利を保有している場合に適用されるとした⁸²。

第1について、租税裁判所は、「譲渡」（transfer）は広義の用語であり、故人が自発的に資産の生前譲渡を行ったことから、故人の資産の提供はいずれも内国歳入法典2036条にいう「譲渡」であると判断した。第2について、Kimbrell判決と同様に、十分な対価要件と真正な取引要件に該当するか否かを判断する必要があるとした。そのうえで、租税裁判所は、真正な取引要件については、FLP事業体の設立の「合法的かつ重要な租税以外の目的」（legitimate and significant nontax reason）が客観的証拠によって示された場合、十分な対価要件については、故人が「譲渡した財産の価値に比例したパートナーの持分」を受け取った場合、判断基準を満たすこととなると判示した⁸³。

租税裁判所は、故人とISA信託によるEmpak株式のプールは、潜在的な投資家を引きつけ、さらなる成長のための資本を調達するという合法的で重要な租税以外の目的であると判断し、故人によるEmpak株式のWCBホールディングスへの譲渡は真正な取引要件を満たすとした。さらに、故人とISA信託がそれぞれ譲渡した株式に比例したWCBホー

(80) *Id.*

(81) *Id.*, at 97–99.

(82) *Id.*, at 113.

(83) Cantley & Dietrich, *supra* note (6), at 151.

ルディングスの利益を受け取っていることから、十分な対価要件が満たされていると判断した。従って、故人によるEmpak株式のWCBホールディングスへの譲渡は、例外要件を満たしており、故人が内国歳入法典2036条(a)あるいは(b)の持分を保有しているかどうかを判断する必要はないと判断している⁸⁴。

一方、故人がWCBホールディングスのクラスBのメンバーの権利をBFLPに譲渡したことは、重要な租税以外の目的にはあたらぬため、真正な取引要件を満たさないと判断した。BFLPが、故人の2番目の妻との結婚後の合意を容易にするために設立されたという主張を否定して、WCBホールディングスが既にそれらの目的を満たしていると判断した。さらに、BFLPは受け取った資産の管理機能を果たしておらず、実際的な取引も行っていないため、故人はBFLPに譲渡した財産の「価値をリサイクル」(recycled the value) しており、故人が行ったのは、譲渡した財産の権利を保有する「形態の変更」(change the form) だけである。従って、故人によるBFLPへのWCBホールディングスのクラスBのメンバーの権利の譲渡は、例外要件をみたさないとした⁸⁵。

最後に、故人はBFLPに対して内国歳入法典2036条(a)項の持分を保有していると判断した。租税裁判所は、「譲渡の時点で、明示的または黙示的 (express or implied) に、その持分または権利が後に与えられるという理解があった場合」、その権利は保有されていたと述べている。故人がメンバーの権利およびEmpakの株式の清算を決定できることから、故人がWCBホールディングスのメンバーの権利を支配する権利を保有しているという、当事者間の暗黙の了解があったと結論づけた。故人がBFLPに譲渡された財産の享受

(enjoyment) を保有していたと判断して、WCBホールディングスのクラスBメンバーの権利の価値は内国歳入法典2036条(a)項により故人の総遺産に含まれると結論づけた⁸⁶。

2 Estate of Moore v. Commissioner

Moore事件は、故人が死亡間近にFLP事業体を設立して財産の譲渡を行い、内国歳入法典2036条によって否認された最近の事例である⁸⁷。Moore氏は、2004年12月20日に、5つの信託とFLPを設立した。5つの信託のうちの生前信託へ、Moore農場を含むすべての不動産や無形資産を移した。Moore氏は生前、生前信託のあらゆる資産に対する全権を保有していた⁸⁸。

5つの信託と同日に設立されたFLP事業体には、ジェネラルパートナー及びリミテッドパートナーに対して、パートナー全員の同意がない限り、持分の売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることができないとの制限が付されていた。また、パートナー全員からの書面による同意がない限り、パートナーが自分の持分の譲受人を指名することを制限していた。リミテッドパートナーには、経営や運営に参加する権利はない。Moore氏の子供たちはそれぞれFLP事業体に参加し、法律上の助言を求めるところなく、これらの制限をすべて受け入れた。彼らは、FLP契約の条件やパートナーシップの割合について交渉することはなかった⁸⁹。

⁸⁴ *Id.* at 151-152.

⁸⁵ *Id.* at 152.

⁸⁶ *Id.*

⁸⁷ Estate of Moore, 119 T.C.M. 2020-40.

⁸⁸ *Id.* at 9.

⁸⁹ *Id.* at 17.

Moore 氏は、2004年9月からMoore 農場の本格的な売却交渉を開始した。Moore 氏が生前信託にMoore 農場を譲渡してから5日以内にMelon 氏と16,512,000 ドルで契約し、その後FLP 事業体に農場の5分の4を譲渡した。2005年2月4日、売却を完了した。FLP 事業体は農場の5分の4の権利を保有していたが、売却後も、Moore 氏は農場に住み続けた⁹⁰。

Moore 農場の売却代金は生前信託とFLP 事業体に流れたため、Moore 氏は、FLP 事業体から生前信託へ200万ドルを移し、土地売却の費用や農場売却に伴う所得税に充てた。さらに、FLP 事業体の現金を移すために、180万ドルの初期投資額で新たに口座を開設した。しかし、投資明細書にはFLP 事業体が口座所有者として記載されているが、実際にはこの資金は生前信託から出たものであり、口座に実際に記載されている顧客も生前信託であった。これは、FLP 事業体が生前信託の資金を使って投資していたことを意味する⁹¹。数週間後、生前信託はFLP 事業体の全持分を50万ドルの現金と480万ドルの手形で取消不能信託に譲渡した。FLP 事業体のリミテッドパートナーの持分の価値は、FLP 事業体の純資産価値1150万ドルから53%の評価割引を適用した金額とした結果、約530万ドルとなった⁹²。

内国歳入庁は、この財産設計の大部分が内国歳入法典2036条の下で許容できないと主張し

た。内国歳入庁の主張の骨子は以下のとおりである。(1)故人は合法的な租税以外の目的(legitimate nontax reason)の欠如したFLP 事業体を設立したため、農場の5分の4を譲渡しても内国歳入法典2036条(a)項の真正な取引要件に該当しない、(2)故人は売却後も農場の所有と享受する権利を保有していたと主張した⁹³。

租税裁判所は内国歳入庁の主張を認め、農場の5分の4をFLP 事業体に譲渡したことは真正な取引要件を満たさず、故人は内国歳入法典2036条(a)項(1)のもとでMoore 農場の所有あるいは享受する権利を保有していたと判断した。租税裁判所は、次のような理由でこの結論に達した。すなわち、①故人が農場を売却した後は、FLP 事業体に家族が経営する「事業」(business) は存在しなかった、②FLP 事業体は、債権者からの請求があった場合のために多額の資本を保有していた、③故人が財産設計を始めたのは、彼が重大な健康問題に直面した後だった、④故人は財産設計を依頼した弁護士に、財産設計を通じて「数百万ドルの税金を節約」したいと話した、⑤故人の行動は、一般的な遺言の性質を強調していた⁹⁴、などの理由である。このことは、FLP 事業体が合法的な非課税の目的で設立されたのではなく、連邦遺産税・贈与税を回避するための試みの一部であったことを強く裏付けるものである⁹⁵とした。FLP 事業体の設立が合

(90) *Id.* at 18.

(91) *Id.* at 22.

(92) *Id.* at 22, footnote 9.

(93) Cantley & Dietrich, *supra* note (6), at 158.

(94) Moore 氏の財産計画は、たとえ家族内の取引であっても、取引と呼ぶにはほど遠いものであったとされた。交渉もなければ、質問さえもないかわりに、Moore 氏は一方的にFLP 事業体を設立しており、契約書の中の制約事項も彼一人が作り上げ

た。子供たちは誰も、その条件について法的な助言を求めたり、自分の株の割合について交渉したりすることはなかった。子供たちは、Moore 氏に言わされたからFLP 事業体に参加したのであって、自分たちの都合で参加したのではない。Moore 氏の一方的な意思決定は、真正な取引であるという主張と矛盾すると指摘された (Moore, at 34).

(95) Cantley & Dietrich, *supra* note (6), at 158.

法的かつ重要な租税以外の目的を持たなかつたため、租税裁判所は十分な対価要件を検討せず、内国歳入法典2036条(a)(1)の適用を検討した⁹⁶。

租税裁判所は、Strangi判決を参照し、故人は農場を譲渡した後も「実質的な現在の経済的利益」(substantial present economic benefit)を保有していると判断した。その理由としては、第一に、被相続人は、死亡するまで売却前と同じように農場に住み、農場を経営し続けていたことである。第二に、Strangi事件とは異なり、故人は生活するのに十分な資産を保有していたが、それを引き出すことはしなかった。その代わり、FLP事業体の資産を個人的な支払いや贈与に充てていたことである。最後に、故人は、支配的な持分を保有していないにもかかわらず、形式を無視し、農場に対する支配力を行使し続け、一方的な意思決定を行っていた。租税裁判所は、これらの事実は、Moore氏とその子供達の間に、彼がFLP事業体の資産を引き続き利用するとの暗黙の了解があり、譲渡資産との関係は「実質的ではなく、形式的に変化した」(changed formally, not practically)とした⁹⁷。従って、租税裁判所は、農場の公正市場価値が内国歳入法典2036条(a)項(1)に基づき、総遺産に含まれるべきであると判示した⁹⁸。

租税裁判所は、Bongard判決において示された3つのテストについて、内国歳入法典2036

条(a)項は、例外要件を除き、故人が死亡前に譲渡したすべての財産を総遺産に含める一般規則であると判断している⁹⁹。そして、例外要件について、譲渡人が「真の独立当事者間取引で十分な対価の利益を受けた」財産の譲渡に限定されたとした。租税裁判所は、少なくともFLP事業体の場合、FLP事業体の設立とそれに対する資産の譲渡について、合法的かつ重要な租税以外の目的の存在が証明された場合にのみ、取引は真正であると判断している。そして、「客観的な証拠は、非課税の目的がパートナーシップ設立の動機となった重要な要因であったことを立証しなければならない」とした。

Moore氏がFLP事業体を設立し、農場の持分を譲渡した主な理由は、家族を集め、自分なしで事業を管理する方法を学ばせるためであり、「家族で資産を共同経営したいという故人の願望は、単独でも内国歳入法典2036条(a)項の目的上、十分な非課税の目的となる」¹⁰⁰と主張した。

しかし、租税裁判所は、実質的(active)な経営を要求して以下の点を指摘した。すなわち、Moore氏は、農場の5分の4をFLP事業体に譲渡したわずか5日後に農場を売却していること、しかも、売却が完了する1カ月前に、売却することを認識していたことである。つまり、現実問題として、Moore氏の子供たちが共同で経営する農場は存在しなかった。

⁹⁶ *Id.*

⁹⁷ Moore氏は、FLP事業体の資産を、生前信託への200万ドルの分配に使用し、一部は、特定の個人的経費に充当した。また、FLP事業体の資産を、各子供に50万ドルを与え、財産計画のための弁護士報酬の一部に充当した。租税裁判所は、これらの個人的経費の支払いに自分の資産ではなくFLP

事業体の資産を使用したことから、Moore氏は農場と同様にFLP事業体の資産の生涯の所有と利用を享受することができるという暗黙の了解があったと考えられるとした(Moore, at 40)。

⁹⁸ Cantley & Dietrich, *supra* note (6), at 159.

⁹⁹ Moore, at 30.

¹⁰⁰ *Id.* at 32.

Moore氏の子供たちが管理するためにFLP事業体に残された唯一の資産は流動的なものであり、彼らはそれを実際に管理することもなかった。FLP事業体の設立会議以外に、子供たちは投資の決定をしたり見直したりするために一度も会っていない。彼らは、投資アドバイザーにそれを任せており、FLP事業体は流動的資産の集まりであったと認定した⁽¹⁰¹⁾。

納税者は、FLP事業体は債権者からの保護としても機能すると主張したが、租税裁判所は、債権者からの保護は重要ではないとしつつも、FLP事業体を設立する合法的な租税以外の目的と考えられるとしたうえで、Moore氏または彼の子供たちのいずれかが債権者からの請求に懸念を持っていたという信頼できる証拠は存在しないとした。これらを理由として、Moore氏のFLP事業体の設立には合法的な租税以外の目的がなかったと判断した⁽¹⁰²⁾。

3 例外要件該当性の判断基準の整理

FLP事業体を利用した死亡間近の資産移転による連邦遺産税回避に対処することを目的とした内国歳入法典2036条(a)項の適用の可否をめぐる裁判例を概観してきた。以下では、同項の例外規定の適用範囲に焦点をあてて、裁判例を整理する。

まず、Strangi判決において、内国歳入法典2036条(a)項の例外である「金銭または金銭の価値のある適切かつ十分な対価による真正な取引」に該当するには、十分な対価要件と真正な取引要件を満たさなければならないとした。これら2つの側面から判断するという基準は、後の裁判例においても採用されている。

そして、十分な対価要件については、Kimbell事件の控訴裁判所が示したように、①パートナーシップの持分がFLP事業体に提

供した資産の公正市場価値に比例していたか、②FLP事業体に提供した資産が各パートナーの資本勘定に適切に計上されていたか否か、③パートナーシップ清算時に、各パートナーにそれぞれの資本勘定と同額の分配が与えられるかという3つの基準を用いることで確立しつつあるように思われる。

一方、真正な取引の意義についてそれぞれの判決をみてみると、Strangi判決は「実質的な事業目的あるいはその他の租税以外の目的」、Stone判決（及びKimbell地裁判決）は「真の独立当事者間取引」であり、FLP事業体の設立が「経済的実質」を有するものとした。Kimbell事件の連邦控訴裁判決は、「見せかけや偽装された」取引でないこと、そしてBongard判決では、「合法的かつ重要な租税以外の目的」を有するものであるとしている。最後に、Moore判決は、「真の独立当事者間取引」であり、これは「合法的かつ重要な租税以外の目的」を有する場合であると判断している。それぞれの判決において、上記のように表現は異なるものの、その内容としてFLP事業体の「経済的実質」や税負担軽減以外の「目的」を求めているという点では、大きく異なることはないと思料する。

Strangi判決は、内国歳入法典2036条の改正の経緯を踏まえ、同条の適用においては、「主観的な動機に左右される事実上の判断を排除しなければならない」として、客観的な判断基準によるべきであることを示した。そして、Kimbell事件の連邦控訴裁判決も、「家族間の取引は、それが見せかけでないことを確認するために、より厳しい審査の目が向けられる」

(101) *Id.* at 33.

(102) *Id.*

としつつも、FLP事業体の「条件や価格について家族間で交渉が行われなかつたとしても、取引が真正であるかどうかに関する説得力のある要素とはならない」⁽¹⁰³⁾としている。そして、「税負担軽減という目的は、その取引が他の合法的なものであると証明された場合、取引が真正であることを排除することはできない」としている。

連邦遺産税回避の目的が判決に及ぼす影響について、Bongard判決は、FLP事業体の設立に合法的かつ重要な租税以外の目的が存在する限り、故人の資産とFLP持分の交換は真正な取引として適格であると判示した。一方、Moore判決は、Bongard判決を参照しつつも、内国歳入法典2036条(a)項は、「二つの例外を除き、故人が死亡する前に譲渡した全ての財産を引き戻す（brings back）一般的な規則を作り出す」としたうえで、「客観的な証拠は、非課税の目的がパートナーシップ設立の動機となった重要な要因であったことを立証しなければならない」と述べている。この判断は、「税負担の軽減（reduction）が主たる目的であれば、あらゆる種類のタックスプランニングがより制限的にならざるを得ない」という一般的なコモンロー（general purpose common law）を裁判官が暗示している可能性を示唆している」⁽¹⁰⁴⁾と評されている。そして、このような傾向は、過去数十年にわたる、数多くの所得税の経済的実質（economic substance）に関する裁判の結果であり、経済的実質の法理を内国歳入法典2036条(a)項の適用の可否に

持ち込むべきではないとする見解もある⁽¹⁰⁵⁾。

以上の通り、FLPを利用した連邦遺産税回避の判例上の統制について、内国歳入法典2036条(a)項の例外要件を中心に整理・検討を行った。例外要件のうち、十分な対価要件の該当性については、判断基準が確立しつつあるように思われるが、真正な取引要件については、事例ごとの判断が下されているように思われる。Strangi判決をはじめとした従来の裁判例は、客観的な事実に基づいて判断すべきとしてきたが、最近の裁判例では、税負担軽減が主要な目的であるということが認定されれば、その他租税以外の目的の立証が困難になりつつあることが確認できた。

V 結語

本稿の目的は、連邦遺産税回避行為に対する米国の法的規制及び判例上の統制を検討することにあった。内国歳入庁は、故人が死亡間近にFLPに資産を提供してパートナーシップの持分を取得し、評価割引を適用することによって連邦遺産税の負担を減少させる行為に対して、内国歳入法典2036条(a)項を適用して資産の公正市場価値を総遺産に含めるよう主張してきた。内国歳入法典2036条は、本質的には遺言によるのと変わらない生前の譲渡を総遺産に含める規定である。

裁判所は、内国歳入法典2036条の例外要件を真正な取引要件と十分な対価要件の両面から判断するとの基準を示し、FLP事業体の設立に「合法的かつ重要な租税以外の目的」

(103) この点、Moore判決は、Moore氏の家族内の取引において、子供たちとの間で条件についての交渉も行われず、子供たちは法的な助言を求めることもなく、FLP事業体の制限事項もMoore氏一人の意思決定によって作り上げられており、真正な

取引であるという主張とは矛盾すると認定している（Moore, at 37）。

(104) Cantley & Dietrich, *supra* note (6), at 164.

(105) *Id.*

(legitimate and significant nontax purpose) が存在すれば、故人の資産とFLP持分の交換は真正な取引と認定されるとしている。裁判例をみると、連邦遺産税の負担を軽減したいと考える納税者の主観的目的をどの程度重視するかということも、内国歳入法典2036条(a)項の適用の有無に影響を与えているのではないかと思われる。すなわち、税負担軽減を唯一の目的とした行為に適用するだけでなく、税負担の軽減が主要な目的であった場合にも同条を適用することにより、その適用範囲を広げることができる。Strangi事件の控訴裁判決は、1976年の改正が「主観的な動機に左右される事実上の判断を排除すること」であったとして、真正な取引要件は客観的に判断されるべきであり、その取引に実質的な事業目的あるいは他の租税以外の目的が存在する場合、真正な取引要件を満たすとの基準を示した。一方で、Moore判決は、結果として遺産税対策を唯一の目的として行われたと認定されたため同条が適用されたが、裁判所は、「内国歳入法典2036条(a)項が、二つの例外を除き、被相続人が死亡する前に譲渡した全ての財産を引き直す (brings back) 一般的な原則を作り出す」と述べており、このような判決はFLPの設立や資産の移転の動機となった税負担軽減以外の要素を十分に証明することを

難しくしていると指摘されている⁽¹⁰⁶⁾。

はじめに述べた通り、最高裁令和4年4月19日判決は、銀行からの借入により不動産を購入するという一連の行為が、租税負担の軽減を目的として行われたものであるから、実質的な租税負担公平に反し、通達によらない評価が許容されるとしているが、このような事情が合理的理由として正当性を有するかについては疑問がある。同判決は、行き過ぎた節税が不合理であるとして通達評価額を通達により否認（通達の使い分けによる評価の恣意性）した課税処分を適法としたが、通達による否認手法は、個別否認規定による否認の身を許容する租税法律主義に反すると思われる⁽¹⁰⁷⁾。米国においては、FLPを利用した連邦遺産税回避への対処について内国歳入法典2036条の解釈を中心に判例によって適用基準が明確化されつつあるが、納税者の主観的な目的がどの程度判決に影響を与えるかについてはいまだ課題であると思われる。米国における連邦遺産税回避の否認の議論の展開は、納税者の主観的意図の扱いを含めて、わが国の相続税回避の否認の手法の問題を明らかにするうえで大きな示唆を与える点を指摘して、本稿の結びに代えたい。

* 本研究は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団の助成を受けた。

(106) *Id.* 本稿では検討できなかったが、所得税や法人税で展開されている経済的実質の法理を連邦遺産税回避の否認へ持ち込むと、納税者の租税回避の意図が主要な目的であればすべての遺産税対策による譲渡が否認される可能性があると指摘するものもある (Elaine Hightower Gagliardi, *Economic*

Substance in the Context of Federal Estate and Gift Tax: The Internal Revenue Service Has It Wrong, 64 MONT. L. REV. 391 (2003)).

(107) 通達による財産評価と租税回避行為の否認の問題について、増田英敏『租税憲法学〔第3版〕』(成文堂、2006) 149頁以下参照。